

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア~イ (略)	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①A欄 に規定する料金額
				② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②A欄 に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額	

区 分				単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア~イ (略)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のも の	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①欄に 規定する料金額
				② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②欄に 規定する料金額
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②欄に 規定する料金額	

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(ウ) (7) (イ)以外 のもの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)③A欄 に規定する料金額		
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)③B欄 に規定する料金額		
		エ 2 芯式 のもの	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	6,478円	
				② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	6,420円	
			(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	6,478円	
				② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	6,420円	
			(ウ) (7)(イ) 以外 のもの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	6,672円	
				② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	6,613円	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(ウ) (7)(イ)以外 のもの	1回線 ごとに	第6欄ア(7)③欄に 規定する料金額		
			1回線 ごとに	第6欄ア(7)③欄に 規定する料金額		
		エ 2 芯式 のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線 ごとに	6,082円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線 ごとに	6,082円	
		(ウ) (7)(イ)以外 のもの	1回線 ごとに	6,264円		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,667円	—
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,667円		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,211円	—
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,211円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号(光回線設備)の接続(光局外スプリッタを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,336円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,306円
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合			① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号(光回線設備)の接続(光局外スプリッタを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円			
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円			
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,132円			
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合			① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円
						② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円

				B 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	3,210円	
		③ ①② 以外の もの		A 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	3,336円	
				B 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	3,306円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りませ す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保 守の区 分がタ イプ1 -1の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円	—	
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円		
	(イ) 保 守の区 分がタ イプ1 -2の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円		
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円		
	(ウ) (7) (イ)以 外の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,099円		
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	3,071円		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		③ ①②以外のもの			1回線ご とに	3,132円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りませ す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保 守の区 分がタ イプ1 -1の もの				1回線ご とに	2,835円	—
			(イ) 保守の区分がタイプ1-2の もの		1回線ご とに	2,835円	
	(ウ) (7) (イ)以外のもの		1回線ご とに	2,916円			
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,531円</u>	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,049円</u>	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,693円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,291円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,935円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,533円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,177円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,821円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,419円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,063円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,707円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,305円</u>	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,949円</u>	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,547円</u>			
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,943円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,123円</u>	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,545円</u>	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,261円</u>	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,937円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,613円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,289円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,965円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,641円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,265円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,941円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,617円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,293円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,969円</u>	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,645円</u>	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,321円</u>			
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,605円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,047円</u>	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分		単 位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 りにより 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の 区別 がタ イプ 1- 1の もの	(7) 平成24 年4月1 日から平 成25年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(4) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(4) 平成26 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(7)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額の加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分		単 位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 りにより 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(4) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(4) 平成27 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額の加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料			(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額	
		② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	164円	
		② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	170円	
ウ 2芯式のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごと	328円	
	(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金		1回線ごと	340円	

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料			(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの			1回線ごと	(イ)欄に規定する料金額
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの		1回線ごと	162円
	ウ 2芯式のもの		1回線ごと	324円	

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	(略)
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	282円	(略)
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	296円	(略)
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	289円	(略)

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	(略)
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	269円	(略)
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,099 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,071 円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,835 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,835 円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,916 円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主 端末回線 に係る加 算料	ア 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	(7) 平成24 年4月1 日から平 成25年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(イ) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで適用する 2-1-1-2第 2欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(ウ) 平成26 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-2第2 欄イ(7)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとして。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主 端末回線 に係る加 算料	ア 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(イ) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1-2第 2欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(ウ) 平成27 年4月1 日以降に 適用する 料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-2第 2欄イ(7)欄に規定 する料金額 平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-2第 2欄イ(7)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとして。

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,498円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,423円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで用する料金	1回線ごとに	13,345円	—
			イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	13,225円	

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	656円	—
		イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	680円	

（2）- 1 ~（2）- 2 （略）

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	1回線ごとに	12,529円	—

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分		単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	1回線ごとに	648円	—

（2）- 1 ~（2）- 2 （略）

附 則（平成25年3月29日東相制第12-0106号）

この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。